

	質 問	回 答
申請内容	どこへ申請すれば良いのか。	郵送とメールにて受け付けています。 [郵送の場合] 〒892-0842 鹿児島県鹿児島市東千石町1-1 第8川北ビル 8階 [メールの場合] 高齢者施設向け k.kansenboushi@gmail.com 障害者施設向け s.kansenboushi@gmail.com
申請内容	今回の対象事業者は。	補助対象期間内である令和4年1月1日から令和5年1月31日までの間に指定を受けている事業者。 また、補助対象機関に利用者の利用があった施設・事業所
申請内容	申請はいつまでできるのか。	令和5年1月31日(火)17時必着です。
申請内容	郵送ではなく、持参による申請はできないのか。	新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、持参による申請は受け付けておりません。
申請内容	補助対象となる経費は、どの期間の経費か。	令和4年1月1日(土)～令和5年1月31日(火)までに購入し、支払いが完了したものが対象です。
申請内容	1つの法人で介護と障害者施設があるが、個別申請しても良いのか。	それぞれにご申請ください。
申請内容	補助対象期間内に廃業した場合は申請できますか。	補助対象期間開始の令和4年1月1日から廃業した期間に購入されたものは対象です。
申請内容	新しく事業所が開設した場合、開業する前の購入は対象になるか。	補助対象期間内に開設した事業者様も対象。 対象期間内の購入であれば対象です。
申請内容	申請書の個票が10施設分しかない。 10施設以上ある場合は、どうしたらよいか。	個票シートをコピー後、名前変更で通し番号をつけてください。
申請内容	個票の積算内訳枠が足りない場合、どうしたらよいか。	お手数ですが、申請者様で別紙を作成ください。
申請内容	領収証の添付方法、様式はあるのか。	特にありません。 領収書の宛名は必ずご記入をお願いいたします。
補助対象物品	対象物品はどのようなものがあるか。	補助対象経費一覧をご参照ください。
補助対象物品	購入にあたって、特に注意することはあるか。	以下の取引方法や支払い方法等は対象外とします。 (取引方法) ・中古品, 個人間売買, オークション (支払い方法) ・外国通貨, 仮想通貨, クーポン, ポイント, 金券, 商品券, 手形 ・相殺による決済 (手数料) ・送料, 振込手数料, 代引き手数料
補助対象物品	領収書等を紛失した場合、何を提出すればいいのか。	まずは、購入先で領収書の再発行等を行ってもらえる場合がありますので、購入店などにご相談いただきますようお願いいたします。 再発行の対応ができない場合は、名称の如何を問わず、何らかの取引が分かるものを提出してください。 例えば、通帳の該当箇所のコピーとともに、その内訳が分かる伝票の写しを提出することで、領収書等に代えることは可能とします。ご提出いただく書類によって、個別に判断させていただきます。 なお、挙証資料が何も無い場合は、補助対象外とさせていただきます。
補助対象物品	領収書、レシート等の提出はコピーでよいか。また、明細も必要か。	コピーしたもので可能です。また、複数の物品を同時に購入した場合や領収書のみでは購入した物品の内容等がわからない場合は、明細(納品書等)のコピーも提出してください。
補助対象物品	領収書だけでよいか。明細も必要か。	詳細が確認できない領収書等の場合、明細(納品書・請求書)も提出してください。
補助対象物品	インターネット等で物品を購入した場合、従業員あての領収書を提出してよいか。	必ず法人名又は施設名、代表者名あての領収書等の提出が必要です。
補助対象物品	インターネット等で物品を購入した場合、自宅に配達してもらった物は提出してよいか。	自宅に配達された物は対象外です。 法人先、もしくは事業所に配達されたものが対象です。
補助対象物品	クレジットカード決済で、支払いが申請×切に間に合わない場合はどうしたらよいか	対象外です。 令和5年1月31日までに納品・支払いが終わるもので申請をお願いいたします。
補助対象物品	個人のクレジットカードで購入した場合はどうしたらよいか。	個人のクレジットカードで購入されたものは対象外です。